

歌謡教室における演奏等に関する運用基準

1.適用範囲

本運用基準は、歌謡教室(カラオケ教室、ボーカルスクールなど専ら受講者に歌唱を教授することを目的とする事業)における演奏、上映、伝達の利用に対して適用します。

2.使用料

使用料は、以下のとおりとします(別途消費税相当額が加算されます)。

- (1) 歌謡教室(カラオケ教室、ボーカルスクールなど専ら受講者に歌唱を教授することを目的とする事業)の演奏等については、使用料規程第1節演奏等4カラオケ施設における演奏等の規定の範囲内で次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とします。

① 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の使用料

講座1回あたりの平均受講者数	月額使用料
5名まで	4,500円
5名を超え10名まで	9,000円
10名を超え30名まで	18,000円
30名を超え50名まで	27,000円
以降50名を超えるごと	9,000円加算

② 年間の包括的利用許諾契約を結ばない場合の使用料

講座1回あたりの平均受講者数	1曲1回5分までの使用料
5名まで	45円
5名を超え10名まで	90円
10名を超え30名まで	180円
30名を超え50名まで	270円
以降50名を超えるごと	90円加算

(2) 使用料の割引

以下の割引をそれぞれ適用します。

① 新規管理事前契約割引

2016年4月の許諾開始に先立ちご契約いただいた方には、2016年度分(2016年4月～2017年3月分)の使用料を1割引します。

② 前払割引

月額使用料を前払いによりお支払いいただく場合は、以下のとおり、使用料を割引します。

前払いヵ月	割引ヵ月分	使用料例(月額4,500円の場合、税抜)
3ヵ月前払い	0.1ヵ月分	13,500円→13,050円(4,500円×2.9ヵ月)
6ヵ月前払い	0.5ヵ月分	27,000円→24,750円(4,500円×5.5ヵ月)
1ヶ年前払い	1.2ヵ月分	54,000円→48,600円(4,500円×10.8ヵ月)

- (3) 講師がカラオケ社交場等を借り受ける場合や、貸スタジオ、公民館等を利用する場合など、自己の施設以外の演奏場所に出向いて歌謡教室を開催するときは、1 講師を単位として上記使用料を適用します。

3.実施日

2016年4月1日

以上